

◎阿南税務署から確定申告に関するお知らせ

税務相談などに関するお問い合わせについて申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、お電話で問い合わせることができます。最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

★阿南税務署 ☎0884-22-0414

- 所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の確定申告に係るご質問やご相談 ⇒ 『0番』
- 確定申告以外の国税に関する一般的なご相談やご質問 ⇒ 『1番』
- 阿南税務署からのお尋ねや納付に関するご相談など ⇒ 『2番』
- 消費税の軽減税率制度に関するご質問やご相談 ⇒ 『3番』

**税務職員を装った不審な電話にご注意ください！**

税務署や国税局の職員を名乗り、年金・マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、また、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。  
不審な電話があった場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で一旦電話を切り、税務署にお問い合わせください。



◎社会保障・税番号（マイナンバー制度）について

税務署へご提出いただく令和2年分の所得税等の確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載と、本人確認書類の提示又は写しが必要になります。（e-Tax で申告の場合は、本人確認書類の写しの添付は必要ありません。）

本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード ※1
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）

などのうちいずれか1つ ※2

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証
- パスポート ● 身体障害者手帳
- 在留カード ● などのうちいずれか1つ

+

※1 「通知カード」は廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※2 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

国税に関する  
マイナンバー制度の  
最新情報

最新情報は、国税庁ホームページ「社会保証・  
税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー 検索

